

佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則（平成23年3月18日規則第10号）

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(事業の一体性)</p> <p>第3条 条例第4条の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当していること。</p> <p>ア 開発事業に係る開発事業者が同一であること<u>（その代表者又は役員の前2分の1以上が同一である法人を含む。）</u>。</p> <p>イ 事業区域に係る土地所有者が同一であること<u>（土地所有者が一団の土地（土地の面積が500平方メートル以上のものに限る。）を分筆し、又は分割し、所有権を移転した場合であつて、当該土地の所有権の移転の日から1年を経過していないときを含む。）</u>。</p> <p>ウ 開発事業に係る工事施行者が同一であること<u>（その代表者又は役員の前2分の1以上が同一である法人を含む。）</u>。</p> | <p>(事業の一体性)</p> <p>第3条 条例第4条の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当していること。</p> <p>ア 開発事業に係る開発事業者が同一であること。</p> <p>イ 事業区域に係る土地所有者が同一であること。</p> <p>ウ 開発事業に係る工事施行者が同一であること。</p> |
| <p>(事前協議申請書の提出等)</p> <p>第4条 条例第8条第1項の規定による書面の提出は、事前協議申請書（別記様式第1号）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>土地の全部事項証明書の写し</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> | <p>(事前協議申請書の提出等)</p> <p>第4条 条例第8条第1項の規定による書面の提出は、事前協議申請書（別記様式第1号）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>求積図(縮尺500分の1以上のもの)</u></p> <p>(13) <u>消防水利平面図</u></p> <p>(14) <u>道路及び水路の境界確定図</u></p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(開発事業の計画の閲覧)</p> | <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(開発事業の計画の閲覧)</p> |
| <p>第5条 条例第8条第4項の一般の閲覧は、事前協議申請書の提出を受けた日の翌日から条例第13条第1項の協議書を締結するまでの期間、<u>開発事業担当課</u>において行うものとする。</p> | <p>第5条 条例第8条第4項の一般の閲覧は、事前協議申請書の提出を受けた日の翌日から条例第13条第1項の協議書を締結するまでの期間、<u>佐倉市都市部市街地整備課</u>において行うものとする。</p> |
| <p>(軽微な変更)</p> <p>第8条 条例第12条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 公共施設等の変更のうち、次のいずれかに該当するもので、市長が支障がないと認めたもの</p> <p>ア 条例第24条第1項本文に規定する施設のうち予定建築物の敷地に設置するものの位置又は構造の変更</p> | <p>(軽微な変更)</p> <p>第8条 条例第12条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 公共施設等の変更のうち、次のいずれかに該当するもので、市長が支障がないと認めたもの</p> <p>ア 条例第24条第1項本文に規定する施設のうち予定建築物の敷地に設置するものの位置又は構造の変更<u>で、その規模が減少しないもの</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>イ (略)</p> <p>ウ 条例第25条に規定する給水施設の<u>位置又は構造の変更</u></p> <p>エ 条例第26条本文に規定する消防水利の<u>位置又は構造の変更</u></p> <p>オ・カ (略)</p> <p>キ 条例第31条本文に規定する駐車場及び駐輪場の<u>位置又は構造の変更</u></p> <p>ク 条例第32条に規定する緑化に係る変更</p> <p>ケ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(教育施設等の配置の基準)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、同項各号に掲げる施設を配置することとなったときは、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める基準により計画するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 小学校及び中学校 必要な学級数は必要人数を40人で除して得た数とし、敷地面積は別表第1に掲げる面積とする。</p> <p>3 (略)</p> | <p>イ (略)</p> <p>ウ 条例第25条に規定する給水施設の変更</p> <p>エ 条例第26条本文に規定する消防水利の構造の変更で、<u>その規模が減少しないもの</u></p> <p>オ・カ (略)</p> <p>キ 条例第31条本文に規定する駐車場及び駐輪場の変更で、<u>その規模が減少しないもの</u></p> <p>ク 条例第32条に規定する緑化に係る変更で、<u>その規模が減少しないもの</u></p> <p>ケ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(教育施設等の配置の基準)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、同項各号に掲げる施設を配置することとなったときは、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める基準により計画するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 小学校及び中学校 必要な学級数は必要人数を40人で除して得た数とし、敷地面積は別表第1に掲げる面積とする。</p> <p>3 (略)</p> |